

京都市訓令甲第25号

庁 中 一 般
区 役 所
事 業 所

京都市公文書取扱規程の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

京都市長 門 川 大 作

第3条第4項第3号中「並びに」を「及び」に改め、「及び産業技術研究所」を削り、
同条第6項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

別表局長又は担当局長の項中「、学長」を削る。

第4号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(総合企画局情報化推進室)